

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月28日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 干山 善幸

1. 工事概要

- (1) 工事名 那覇空港第1 T S R装置更新工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 那覇空港管制塔庁舎、那覇空港統合庁舎、第1 A S R / S S R ・ T X サイト：
：沖縄県那覇市安次嶺531-3
第1 T S R / T X サイト：沖縄県那覇市安次嶺嶽野尾原
那覇空港A R T S 庁舎、那覇管制部P F I 庁舎：沖縄県那覇市鏡水334番地
- (3) 工事内容 本工事は、新管制塔整備に伴い第1 A S R / S S R 装置のカバレージにプラインドエリアが発生することを避けるために空港東側に新設した第1 T S R / T X サイトに、T S R 装置及び分電盤等附帯設備を設置するとともに、装置更新後の現A S R / S S R 装置及び空中線鉄塔の撤去を行うものである。
- (4) 工期 契約締結日の翌平日から平成30年3月23日まで
- (5) 本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型(Ⅰ型))の対象工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E 方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条规定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪航空局の平成29・30年度一般(指名)競争参加有資格者のうち「電気通信工事業」「A等級」の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていていること。)
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成28年10月3日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札を参加しようとする者(共同企業体にあってはその構成員。)の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決める目的に当時者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受注者でないこと。また当該受注者との間に(6)に該当する関係ないこと。(詳細については入札説明書を参照すること。)
- (9) 次に掲げる施工実績を有すること。
平成14年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の1)または2)の要件を満たす工事(以下「同種・類似工事」という。)の実績を有する者であること。
ただし、工事成績評定の評定点が6.5点未満であるものを除く。
- 1) 同種工事
①航空交通管制業務に係るレーダー施設(※1)
②I L S 施設(※2)
③航空交通管制業務に係る管制施設のうち飛行場管制業務以外の管制業務に係る管制卓(通信制御装置)(※3)
④航空運航情報業務のうち飛行援助センターにおける対空援助業務に係る通信制御装置
上記①～④のいずれかの新設若しくは更新工事の実績。(※4)
- 2) 類似工事
①V O R / D M E (若しくはT A C A N) 施設(※5)

- ②航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）
（※6）
- ③航空交通管制業務のうち飛行場管制業務に係る管制卓（通信制御装置）
- ④航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置、飛行援助センター以外の対空援助業務に係る通信制御装置
2件以上の、上記①～④のいずれかの新設若しくは更新工事の実績。（※4）

(注) ※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。
※2 ILS施設のうち、それらを構成するT-DMEのみの単独工事は類似とする。
※3 航空交通管制業務に係る飛行場管制業務以外の管制業務とは、航空路管制、ターミナルレーダー管制、進入管制及び着陸誘導管制業務に係る管制卓（通信制御装置）をいう。
※4 訓練、評価及び非常用の無線装置、並びに実験局に使用するものを除く。
※5 VOR/DME（若しくはTACAN）施設は、VOR、TACAN、DMEのみの単独工事でも可。
※6 航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。
なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事及びホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）の増設工事は除く。

但し、当該実績が国土交通省の発注した上記業務の業務実績の場合においては、業務成績評定の評価点が65点未満のものは除く。

- (10) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該工事に配置できること。
- 1) 平成14年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した以下の①又は②の要件を満たす工事の経験を有すること。
 - ① 同種工事
航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（C O R I N S）」に登録されていないものは類似工事とする。
 - ② 類似工事
下記のイ) 又はロ) の要件を満たす工事
 - イ) 航空保安用の施設又は工作物と連接されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。
 - ロ) イ) の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。
- 但し、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した上記業務の業務実績の場合においては、業務成績評定の評価点が65点未満のものは除く。
- 2) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - 3) 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。
- (11) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、平成27年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (12) 施工計画に係る技術的所見が適正であること。
なお、施工計画等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。また、競争参加資格の審査において、施工計画における記載内容が発注者の設定している標準案を満足しない場合は競争参加資格を認めない。
- (13) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
- 入札参加者は価格及び3.(3)2)に示す評価項目をもって入札を行い、3.(2)の要件に該当する者のうち、3.(3)によって得られる標準点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、もっとも高い評価値をもって入札した者を落札者となるべき者とする。
- (2) 評価対象要件
- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - 2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
- (3) 評価項目と評価基準
- 1) 競争参加資格を満たす者に標準点100点を与え、さらに評価基準に応じて加算点を与える。
最大加算点は、20点とする。

2) 評価項目は次のとおりとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。

- ・施工計画
- ・企業の施工能力
- ・配置予定技術者の能力

(4) 実施上の留意事項

1) 受注者により提案された施工計画について、受注者の責により提案が履行できなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。(入札説明書参照)

2) 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館
15階 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話番号 06-6949-6206

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成29年7月28日から平成29年8月10日まで

交付場所 1) 上記 (1) 担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

平成29年8月10日17時00分まで

1) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 平成29年9月6日 午後5時まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに4.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札日時 平成29年9月7日 午前10時

開札場所 大阪航空局入札室

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Acceptor/>

上記(1)の担当部局と同じ。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、上記2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(8) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は特記仕様書等による。

(9) 施工計画に対する留意事項

競争参加資格の審査において、施工計画の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

(10) 詳細は入札説明書による。